

## 第十六章 救貧税

これまでに見てきた通り、一次產品や農家の利潤への課税は最終的に一次產品の消費者が負担する。価格引き上げで補填できなければ農家の利潤は一般の利潤水準を下回り、資本は他産業へ移るからである。地代を引き下げて地主に負担を移すこともできない。

地代を支払わない農家も、良地の耕作者と同様に、一次產品課税でも農家利潤課税でも等しく課税されるからである。さらに、製造業と農業を問わずすべての利潤に一様に課す一般課税であれば、財や一次產品の価格は変わらず、負担は直ちに、また最終的にも、生産者が負う。したがつて、地代への課税は地主だけに帰着し、借地農家には転嫁されない。

救貧税は、状況によつて負担の帰着が変わり、原生産物や商品の消費者、資本利潤、地代のいずれにも及びうる複合的な税である。とりわけ農業者の利潤への負担が重く、そのため原生産物（一次產品・農産物）の価格に影響しうる。製造業と農業の利潤に等しく課されるときは、資本利潤に対する一般課税となり、原生産物（一次產品・農産

物）と工業製品の価格は変わらない。一方、農業者が固有の負担分を価格の引き上げで回収できない分だけ、それは地代への課税となり、地主が負担する。したがつて、ある時点での作用を把握するには、その時点で農業者と製造業者の利潤に等しく及んでいるかどうか、また、農業者が原生産物の価格引き上げで自らの負担を補える余地があるかどうかを確かめる必要がある。

救貧税は、建前上、農家が支払う地代に比例して課されるとされている。だから、地代が極めて低いか、全く払っていない農家であれば、税もごく少額か無税のはずであり、もしそうならば農業部門の救貧税は全面的に地主が負担し、一次產品の消費者には転嫁されない。しかし私はそれは事実ではないと考える。救貧税は農家が地主に実際に支払う地代額ではなく、その土地の年間の価値に比例して賦課される。しかも、その年間の価値が地主の資本によつて与えられたものか、小作人（借り手である農民）の資本によるものかは問われない。

同じ教区内で地力の異なる土地を借りる二人の農家がいる。一人は最も肥沃な五〇エーカーを年額一〇〇ポンドで借り、もう一人は最も瘦せた一、〇〇〇エーカーを同額で借りる。両者が改良をしなければ救貧税の負担は同額のままである。ところが、瘦せ地

の借り手が長期の賃貸借を前提に多額を投じ、施肥や排水、囲いの設置で生産力を高めると、救貧税の賦課は、地主に実際に支払う地代に比例してではなく、土地の実際の年間価値に基づいて行われる。賦課額は地代に匹敵し、時にそれを上回ることもあるが、その負担は地主には及ばない。借り手はこの負担をあらかじめ織り込んでおり、販売価格では諸経費にこの追加的な救貧税負担を加えた分を賄えないならば、改良には踏み切らない。結局、この税を負担しているのは消費者であり、救貧税がなければ同じ改良が行われ、投下資本に通常の利潤を確保しつつ、穀物価格はより低くなつていただろう。

地主が自ら土地を改良して地代を一〇〇ポンドから五〇〇ポンドへ上げても、結果は変わらず、救貧税の負担は同様に消費者に転嫁される。地主が多額を投じるかどうかは見返りとなる地代水準にかかるており、その水準は、穀物など一次産品の価格が増額後の地代と当該土地の救貧税を賄えるほど高いかどうかで決まる。他方、同時に、農民や地主が土地改良に投じた資本と同じ割合で製造業の全資本も救貧税を負担するならば、この税は農民や地主の資本にだけ偏った部分税ではなく、生産者全体の資本に広く課される税となり、その負担は農産物の消費者にも地主にも転嫁できない。農民の利潤が受ける影響も製造業者と同程度にすぎず、どちらも救貧税を値上げの根拠にはできない。

資本が特定の部門に投下されなくなるのは利潤の絶対的低下ではなく相対的低下によるもので、利潤の差が資本を別の部門へ動かす。

現行の救貧税（貧民救済のための地方税）では、利潤の比率で見て農業者の負担が製造業者より重い。農業者には実収穫に課税される一方、製造業者は工場や作業用建物の評価額のみが基準で、機械設備や労働、在庫は評価対象外だからである。この事情から、農業者はこの差額全体に見合うだけ自らの生産物の価格を引き上げることができる。税が不均等に、しかも農業者の利潤に特に重くのしかかるため、一次産品の価格が上昇しないかぎり、農業者は資本を土地に投じるよりも他の商売に回そうとするだろう。逆に製造業側の負担が重ければ、同じ理由で、製造業者はその差額だけ製品価格を引き上げられる。したがって、農業拡大局面で税負担が土地に特に重くかかると、負担は資本投入者には利潤の減少として、一次産品の消費者には価格上昇として帰着する。条件によっては地主が利益を得ることもある。最劣等地の耕作者の税が収量に比べて肥沃地より重い場合、穀物の全面的な値上がりが肥沃地側の税負担を上回つて補えるためで、利得は賃貸借契約の期間中は農業者に残り、満了後は地主に移る。これが拡大局面での作用である。他方、停滞や後退の局面で、しかも資本を土地から引き揚げにくい国が救貧目

的の追加課税を行うと、農業にかかる分は契約中は農業者が、満了後はほぼすべて地主が負担する。過去の契約のもとで土地改良に資本を投じ地価を高めた農業者は、その増価分を基準に新税の評価を受け、一般利潤率を下回っても契約中は納税せざるを得ない。資本が土地に固定され移せないためである。仮に農業者または地主が資本を引き揚げて地代の年額を下げられるならば、税は比例して軽くなり、生産減に伴う価格上昇によって消費者へ転嫁され、地代への負担は避けられる。ただし少なくとも一部の資本は移せず、その分は契約中は農業者が、満了後は地主が負担する。なお、追加課税が製造業に不均等にかかる場合は、その分は製品価格に上乗せされる。製造業の資本は農業へ移しやすく、利潤を一般水準以下にとどめる理由がないからである。